(2)　その雇用する対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者に対して、対象中高年齢者雇用型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者一人につき千二百時間を限度とする。）に四百円（中小企業事業主にあっては、八百円）を乗じて得た額

(3)　その雇用する対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者の一人につき、一の対象中高年齢者雇用型訓練（実習に限る。）の実施時間数に四百円（中小企業事業主にあっては、七百円）を乗じて得た額（その額が十五万三千円を超えるときは、十五万三千円（中小企業事業主にあっては、その額が二十六万八千円を超えるときは、二十六万八千円））

ヌ　前号ヌに該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に掲げる額

(1)　前号ヌ(1)(i)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主　二十五万円（中小企業事業主にあっては、五十万円）

(2)　前号ヌ(1)(ii)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主　二十五万円（中小企業事業主にあっては、五十万円）

(3)　前号ヌ(1)(iii)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主　二十五万円（中小企業事業主にあっては、五十万円）

(4)　前号ヌ(1)(iv)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主　二十五万円（中小企業事業主にあっては、五十万円）

(5)　前号ヌ(1)(v)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主　二十五万円（中小企業事業主にあっては、五十万円）

第百二十五条第一項第二号ル中「団体等実施型訓練」を「一般団体型訓練」に改め、同号に次のように加える。

ヲ　前号ヲに該当する事業主団体等　同号ヲの措置の導入の支援に要した費用の額の三分の二に相当する額（その額が五百万円を超えるときは、五百万円）（当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた場合に限る。）

ワ　前号ワに該当する事業主団体等　同号ワの措置の導入の支援に要した費用の額の三分の二に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）（当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた場合に限る。）

第百二十五条第二項第一号中「及び」を「、」に改め、「対象短時間等労働者」の下に「若しくは対象被保険者」を加え、「又は」を「、」に、「ものづくり人材育成訓練」を「特定分野認定実習併用職業訓練を受けさせる場合又は対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者に中高年齢者雇用型訓練」に改め、同条第三項中「第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロからホまで、ト及びリ」に、「同項第二号ロ(1)」を「同項第二号ロからホまで、ト及びリ」に、「同号ロ(1)」を「同号ロからホまで、ト及びリ」に、「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と、同項第一号ヘ及びチに該当する場合における同項第二号ヘ及びチの規定の適用については、同号ヘ及びチ中「二分の一（中小企業事業主にあっては、三分の二）」とあるのは「三分の二」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項第一号ヌ(1)(ii)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける被保険者が生じた事業主が同号ロからホまで、ト及びリに該当する場合における同項第二号ロからホまで、ト及びリの規定の適用については、これらの規定中「三分の一（中小企業事業主にあっては、二分の一）」とあるのは「二分の一（中小企業事業主にあっては、三分の二）」と、同項第一号ヘ及びチに該当する場合における同項第二号ヘ及びチの規定の適用については、これらの規定中「二分の一（中小企業事業主にあっては、三分の二）」とあるのは「三分の二」とする。

第百二十五条の二第三号及び第百二十五条の四を削る。

第百三十三条第一項第一号ハ(1)中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)(イ)から(ハ)まで」を「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)から(iii)まで」に改め、同項第三号中「第百十八条の二第一号ハ(1)(i)(イ)から(ハ)まで並びに同号ハ(1)(ii)(イ)及び(ロ)」を「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)から(iii)まで、(vii)及び(viii)」に改め、同項第四号中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)(ニ)から(ヘ)まで並びに同号ハ(1)(ii)(ハ)及び(ニ)」を「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(iv)から(vi)まで、(ix)及び(x)」に改める。

第百三十九条第二項第一号イを次のように改める。

イ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。この号及び次号において「女性活躍推進法」という。）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した事業主

第百三十九条第二項第一号ロ中「行動計画」を「一般事業主行動計画」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　女性活躍推進法第十六条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した事業主

第百三十九条第二項第二号イ中「及びハ」を削り、同号ロ中「行動計画」を「一般事業主行動計画」に、「当該計画」を「当該一般事業主行動計画」に改め、同号に次のように加える。

ハ　女性活躍推進法第十六条第一項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した事業主

ニ　女性活躍推進法第九条に基づく認定を受けた事業主又は一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、管理職に占める女性労働者の割合が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第一号イ(4)に規定する産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値以上となった事業主

第百三十九条第三項中「行動計画」を「一般事業主行動計画」に改める。

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「、第百二十五条の四」及び「、企業内人材育成推進助成金」を削る。

第百四十四条の二第二項中「同号ハ(1)(i)(ニ)」を「同号ハ(1)(iv)」に、「。(ホ)及び(ヘ)」を「。(v)、(vi)、(ix)及び(x)」に、「同号ハ(1)(i)(ホ)及び(ヘ)」を「同号ハ(1)(v)、(vi)、(ix)及び(x)」に改め、「同号ハ(1)(ii)(ハ)及び(ニ)中「派遣労働者」とあるのは「派遣元事業主」と、「派遣元事業主又は船員派遣元事業主」と、同号ハ(1)(ii)(ヘ)及び」及び「(附則第十七条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

附則第十六条中「平成二十八年三月十五日」を「平成三十一年三月十五日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成二十八年四月三十日」を「平成三十一年四月三十日」に改める。

附則第十七条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の二の二中「第百十六条第三項第一号イ(1)」を「第百十六条第五項第一号イ(1)」に、「次世代育成支援対策推進法」を「次世代法」に、「第百十六条第三項第一号イ及び第二号イ」を「第百十六条第五項第一号イ及び第二号イ」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則第十七条の二の三の次に次の一条を加える。

（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の四　第百十八条第一項の職場定着支援助成金として、同条第二項に規定するもののほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次の各号のいずれにも該当する介護事業主に対し、五十万円を支給するものとする。

一　労働協約又は就業規則に定めるところにより、介護労働者法第二条第二項に規定する介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度として職業安定局長が定めるものの整備（以下この条において「賃金制度の整備」という。）を行った事業主であること。